

令和2年4月9日

各保護者 様

大田区教育委員会

緊急事態宣言発令に伴う区立小・中学校の4月13日以降の対応について

このことについて、政府の緊急事態宣言発令に伴い、大田区立学校における4月13日以降の対応について下記のとおりとします。

何卒、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 4月13日以降の対応について

- (1) 5月6日(水)まで、臨時休業とします。
- (2) 5月6日(水)まで、分散登校、校庭開放及び部活動は中止とします。
- (3) 健康観察と家庭学習の状況を確認するため、学校から児童・生徒へ連絡をすることがあります。
- (4) 教科書や学習課題の配布、提出物の提出など、学校から依頼があった場合には、可能な範囲で御協力をお願いいたします。
- (5) 児童・生徒に、学校から今後のお知らせや学習課題等の連絡をすることがありますので、御家庭でも定期的に、学校緊急連絡システムや学校のホームページの御確認をお願いします。
- (6) 臨時休業中であっても、学校では、児童・生徒の不安や悩みに対して、教職員が相談に応じ、児童・生徒の心に寄り添って対応します。
- (7) 教職員の勤務については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、交代での勤務といたします。
- (8) 延期した中学校入学式については、学校再開後に実施します。実施日時については、後日お知らせいたします。

2 その他

- (1) 家庭においても、十分な睡眠、バランスのとれた食事など、規則正しい生活習慣を徹底し、日常の健康管理に努めるよう御指導ください。引き続き、手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底を図るようお願いします。
- (2) お子様の生活面や学校生活上の悩み（いじめ、落ち着きがない、気になる行動など）については、教育センター（03-5748-1201）で電話による相談を受け付けています。
- (3) 臨時休業に伴い、行うことができなかった授業については、土曜授業及び夏季休業中に行うことを検討しています。
- (4) 今後の対応は、状況に応じ、変更した場合、新たに通知いたします。

<問い合わせ先>

大田区教育委員会指導課指導主事

03-5744-1435